

埼玉県シニアサッカー連盟細則

第1項 (趣 旨)

1. この細則は、埼玉県シニアサッカー連盟規約（以下「規約」という。）に基づき、埼玉県シニアサッカー連盟（以下「本連盟」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2項 (加盟登録)

1. 本連盟に加盟登録しようとするチームは本県にその本拠を有するもので、(公財)埼玉県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会に登録しなければならない。
2. 登録は、各チームにおいて、登録料及び連盟会費を添えて Web 申請をしなければならない。Web 申請の手続きについては、(公財)埼玉県サッカー協会「ホームページ」を参照のこと。
3. 登録料

JFA			KTFA	SFA	チーム 合計	JFA	SFA	選手合計	区分
チーム	監督	機関紙 購読料	チーム	チーム		選手@	選手@		
7,000	2,000	5,000	1,000	5,000	20,000	@1,500	@0	@1,500×選手数	満 60 歳以上
						@1,500	@800	@2,300×選手数	満 60 歳未満

4. 連盟会費

連盟会費はチーム会費として、1 チーム 定額とする。但し、各カテゴリーで行われるリーグ戦以外の事業については、その総試合数で按分し、参加チームの試合数により徴収とする。

5. 新チーム加盟手続き (届出先、期限、承認)

上記の 1 から 4 を満たすチーム・選手であることを前提とし、加盟希望年度の前年の 10 月末日までに、所属することになるカテゴリーのリーグ運営委員長に届け出をしなければならない。また、規約上常任理事会の承認を必要とするが、常任理事会開催が遅れる場合には各運営委員会の了解のうえ、シニア連盟会長の承認を必要とする。その後、常任理事会に報告する。

6. チーム名変更の手続き (届出先、期限、承認)

チーム名を変更するチームは、変更希望年度の前年の 11 月末日までに、所属するカテゴリーのリーグ運営委員長に届け出をし、常任理事会の承認を得なければならない。

第 3 項 (専門部会)

1. 本規約第 9 章 第 25 条による専門部会は次のとおりとする。

- (1) 総務部会 (部会長=会長、部会員)
- (2) 財務部会 (部会長、部会員)
- (3) 広報/企画部会 (部会長、部会員)
- (4) 75・70・65、60,50,40 リーグ運営 (各統括理事、各統括理事代行)
- (5) フェアプレー規律部会 (部会長・会長・副会長・審判部会長・担当統括理事)
- (6) 登録部会 (部会長、部会員)
- (7) 審判部会 (部会長、70,60,50,40 担当審判)
- (8) 施設部会 (部会長、部会員)

2. 専門部会の業務は次のとおりとする。

- (1) 総務部会
 - ア. 事業計画・立案・運営に関すること。
 - イ. 常任理事会の開催及び議事録に関すること。

- ウ. 各種連盟事業の計画・立案・運営に関すること
- エ. 上部団体事業の業務に関すること。
- (2) 財務部会
 - ア. 連盟予算案の作成及び決算の報告に関すること。
 - イ. 各種事業の出納及び予算・決算に関すること。
 - ウ. 連盟会費・上部団体への登録料等の徴収管理及び補助金の収受に関すること。
- (3) 広報/企画部会
 - ア. HP など連盟の広報活動に関すること。
 - イ. 協賛企業募集に関すること。
- (4) 75・70・65,60,50,40 リーグ運営
 - ア. 各年代の事業計画及びその事業運営に関すること。
 - イ. 事業運営費の出納・決算に関すること。
 - ウ. 県外派遣事業の支援・強化等に関すること。
- (5) フェアプレー規律部会
 - ア. (公財)日本サッカー協会、(公財)埼玉県サッカー協会フェアプレー・規律委員会との連携に関する
こと。
 - イ. (公財)日本サッカー協会制定の懲罰規定遵守に関すること。県協会要覧参照
 - ウ. フェアプレーの奨励と優れたチーム及び選手の表彰に関すること。
 - エ. マッチコミッショナー制度の運用を兼務し、委員長が担当責任者となる。
- (6) 登録部会
 - ア. 登録業務（Web 登録等）に関すること。
- (7) 審判部会
 - ア. 各種大会の審判員の要請並びに審判員割り当て等に関すること。
 - イ. 審判員の登録、養成に関すること。
 - ウ. アセッサー及び技術講習会等による資質の向上に関すること。
- (8) 施設部会
 - ア. 各種大会の日程並びにグラウンド割当てに関すること。
 - イ. グラウンド確保に関すること。

第 4 項 (細則の改廃)

この細則は、常任理事会の議決を得なければ改廃することはできない。

第 5 項 (付則)

1. この細則は、2006 年 4 月 8 日から施行する。
2. 2008 年 4 月 26 日 一部改正。
3. 2009 年 4 月 25 日 一部改正。
4. 2010 年 4 月 3 日 一部改正。
5. 2012 年 4 月 7 日 一部改正。
6. 2013 年 4 月 20 日 一部改正。
7. 2015 年 4 月 18 日 一部改正
8. 2016 年 4 月 16 日 一部改正
9. 2017 年 4 月 15 日 一部改正

10. 2018年4月21日 一部改正

11. 2024年1月27日 一部改正